

新	旧	備考
簡易通知型包括保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略) <u>令和2年2月28日 一部改正</u>	簡易通知型包括保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略)	
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)	
第4章 損失額及びてん補責任額 第14条～第16条 (略)	第4章 損失額及びてん補責任額 第14条～第16条 (略)	
(免責) 第17条 日本貿易保険は、第6条第3項、第10条第4項、第28条第4項及び第50条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失 イ～ト (略) <u>チ 防衛装備(輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの(以下「武器」という。)及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。)に係る輸出又は販売に該当するもの</u> 二 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の<u>役員</u>、代理人若しくは使用人(以下「被保険者等」という。)の故意又は重大な過失により生じた損失 三～四 (略) <u>五 輸出契約等に関して被保険者等による不正競争防止法(平成5年法律第47号)又は刑法(明治40年法律第45号)の贈賄に関する規定違反があった場合において生じた損失</u> <u>六</u> 第9条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第12条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失	(免責) 第17条 日本貿易保険は、第6条第3項、第10条第4項、第28条第4項及び第50条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失 イ～ト (略) 二 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人(以下「被保険者等」という。)の故意又は重大な過失により生じた損失 三～四 (略) <u>五</u> 第9条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第12条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失	
第18条 (略)	第18条 (略)	

新	旧	備考
(保険契約の解除) 第19条 日本貿易保険は、第28条第2項、第29条第4項若しくは第6項、第31条第5項及び第53条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 被保険者等が、輸出契約等に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき 二～五 (略) 2 (略)	(保険契約の解除) 第19条 日本貿易保険は、第28条第2項、第29条第4項若しくは第6項、第31条第5項及び第53条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき 二～五 (略) 2 (略)	
第5章 保険契約者又は被保険者の義務 第20条～第29条 (略)	第5章 保険契約者又は被保険者の義務 第20条～第29条 (略)	
(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等) 第30条 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。 <u>2 被保険者等が輸出契約等に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</u>	(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務) 第30条 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。	
第6章 (略)	第6章 (略)	
第7章 保険金の支払 第33条～第34条 (略)	第7章 保険金の支払 第33条～第34条 (略)	
(保険金請求権の消滅時効) 第35条 保険金請求権は、次の各号に定められた日から<u>3年</u>を経過した場合、時効により消滅するものとする。 一～二 (略) 2 (略)	(保険金請求権の消滅時効) 第35条 保険金請求権は、次の各号に定められた日から<u>2年</u>を経過した場合、時効により消滅するものとする。 一～二 (略) 2 (略)	
第36条～第39条 (略)	第36条～第39条 (略)	

新	旧	備考
第8章 (略)	第8章 (略)	
第9章 雑則 第48条～第52条 (略)	第9章 雑則 第48条～第52条 (略)	
(約款の改正) 第53条 日本貿易保険は、以下の各号の場合にこの約款を改正することができる。 一 法、<u>外国為替及び外国貿易法</u>、又はこれらに基づく命令<u>その他日本国の法令が改正されたとき</u> 二 <u>社会情勢の変動その他相当の事由があるとき</u> 三 (略) 2 (略)	(約款の改正) 第53条 日本貿易保険は、以下の各号の場合にこの約款を改正することができる。 一 <u>貿易保険法</u>又はこれに基づく命令が改正されたとき 二 <u>外国為替又は外国貿易法又はこれに基づく命令が改正されたとき</u> 三 (略) 2 (略)	
第54条～第55条 (略) <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	第54条～第55条 (略)	
別表 (略)	別表 (略)	